

大規模広域災害に備えた防災・減災対策について

九州・山口地域は、シラス等の特殊土壌が広く分布し、梅雨期の集中豪雨や台風が多いことから、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害といった大規模かつ広域的な災害が度々発生している。

平成24年の九州北部豪雨災害や平成25年に山口地域を襲った大雨災害では、尊い人命や財産が奪われ、主要な幹線道路の被災は、住民生活や生産活動だけでなく、復旧・復興活動にも大きな影響を与えたところである。

さらに、九州・山口地域は、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震でも、甚大な被害が想定されている。

こうした地域特性下において、住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を将来にわたって維持するためには、道路や河川、砂防、治山、港湾、海岸事業等の防災・減災対策を重点的かつ計画的に講じ、強靭な国土づくりを迅速に進める必要がある。

平成24、25年度の経済対策及び日本再興戦略の実行に向けた平成26年度当初予算等により、防災・減災対策の取組は強化されてきた。また、国土強靭化基本法に基づき、先日、「国土強靭化基本計画」が策定されるなど、強靭化に向けた取組も着実に進んでいる。国においては、引き続き、平成27年度予算等において迅速・柔軟かつ効果的な取組が可能となる政策を実行するとともに、中長期にわたる安定的な対策を進めるよう求める。

1 南海トラフ地震等の広域災害への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が成立したメリットを早期に発現させるため、国の予算の十分な確保並びに財政支援制度の柔軟な運用を図るとともに、防災関連インフラの整備を加速化するための財政措置を拡充し、あわせて地震・津波観測体制の充実強化に取り組むこと。

さらに、人口減少社会が本格化する中、ひとたび大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受ければ、復興は極めて厳しいと考えられることから、予防的な対策の充実強化を図ること。特に、産業・雇用の中核として重要な役割を担う施設等の対策に力を入れること。

2 災害に強い道路ネットワークの構築

災害時のリダンダンシーを確保するため、高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消や、中九州横断道路や下関北九州道路などの地域高規格道路の整備促進等を図るとともに、それらを補完する国県道の整備促進のための必要な予算を確保すること。

また、道路の通行止めにより多くの集落が孤立する現状があることから、孤立化防止を図るための予算を確保すること。

3 治水、治山対策の推進

水害の発生・拡大防止を図るため、ダム事業の早期着工・完成及び河川改修事業の推進に必要な予算を確保するとともに、直轄河川管理区域における堤防の漏水・浸透防止対策等の予防的なハード対策を早期に実施すること。

なお、事業の検証が終了していないダム等については、速やかに検証作業を進め、早期に対応方針を決定すること。

また、がけ崩れや土石流等の土砂災害の発生を防止するため、砂防事業や治山事業等の推進に必要な予算を確保すること。

4 漂流・漂着物及び堆積物対策

海域を漂流する流木等や堆積した土砂・瓦礫については、漁業や船舶の航行への影響が非常に大きく、漁業者や地方公共団体による除去では多大な労力と財政的な負担を伴うことから、速やかな回収・処理を行うための制度を国において早急に創設するとともに総合的な財政支援を行うこと。

また、平成27年度以降も継続して海岸漂着物対策に係る財政支援を行うこと。

5 被災者生活再建支援法の見直し

同一の災害で住宅等が被災しても、市町村の全壊世帯数によつては制度が適用されないなど市町村間で不均衡が生じている。

一部市町村のみが適用となるような自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするよう制度の見直しを図ること。

また、被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅に限らず、生業に必要不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

さらに、被災者生活再建支援制度の見直しが行われるまでの間、国の制度の対象外となっている住宅の被災者に対し、地方公共団体が独自の制度により支援する場合には、国による地方公共団体への財政支援を行うこと。

6 旅館・ホテルの耐震化に対する支援

観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは、大規模災害時において、避難所としての機能も期待されている。このため、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震診断・設計・改修に必要な経費については、国の助成制度に加え、政府系金融機関の融資制度のさらなる拡充を図るとともに、既存借入金の返済が厳しい旅館・ホテルが、耐震改修に係る追加融資を受けられるよう、信用保証制度の拡充及び資本性ローンの新設を行うこと。

併せて、耐震改修工法の情報提供などの技術的な支援を行うこと。

平成26年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞